								_															
□ 第	新規分		農業委員	Į			印														/		
	更新分		推進委員	Į			印											1	印			印	
								利儿	目権	設定名	各筆	明細	及び	同意	書			\	/ 4			П,	
1、各领	筆明細							1.47	14 12		п —	7 1 /1 F4		1. 410	` 🖂								/
		利用権の設定を受ける者の 住所及び氏名(借り手)			(住月	=)						(氏名)				才 自治公民館 電話番号						印	
整理番	물		(A)			(注力	1)						(八石)										
正江田	,,	利 及	利用権を設定する者の住所 及び氏名(貸し手)(B)		(住戸	ī)						(氏名)			=		公民館 舌番号					印	
利用権を設定する土地(C)								設定する利用権(D)	利用権設 事業の実 成立する	定等促進施により	利用権	権を設定 皆等(F		地の	(B) 以	.外の		
所 在 (大字・字)			地看		現況 地目	面 積 (m²)	利用権 の種類			始 期	存続期間 年(終期)		借 賃 (10a当)	再・新	借賃の 支払方	設定等に者間の法	設定等に係る当時 者間の法律関係		住 所		名	権限の 種類	同意印
						(/	賃借権						(= ,	再	口座振	<u>\</u>							+ -
							使用貸借権]						新	直接	-							↓
							賃借権 使用貸借権	-						新	口座振 直 接 i								
							賃借権	 						再	口座振								+
							使用貸借権							新	直接								
							賃借権	4						再	口座振								
							使用貸借権 賃借権	1						新再	直接								+-
							使用貸借権							新	直接							i	
9 1 1	田佐の凯	-	去四川工	メギの!	曲光幻	マ労のも	12 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2																
			(等を受ける者の農業経 [*]													水利の支払			借	借り手 ・ 貸し			手
整理番	号	氏名			性	:別	年齢		才農業	泛 送 は 事 日 数	ŀ	3				<u> </u>							
利田按/	の設定等	ナ, 四	利用権の	設定を	受ける	る者が	利用権の調	设定等	利用権	の設定等	を受け	る者の†	世帯員(オ	構成員)		権の設定						を受ける	
村用権の	ル設足寺 地の面積		現に耕作	三又は養	養蓄の事	事業に	を受けるオ		の農作	業従事及	1					家畜の飼	養の状	:況(E) 主な	は農機!	もの所有	有状況	(F)
(A) r	m²		供している農, (b)		けれるの面積		たる栓宮1 (C)	たる経営作物 (C)		世帯員(構成員)		事者(う 0 才未満	ち15才	雇用: 力年 日	間延	種 類	<u></u>	数 1	量	種	類	数	量
農地			農地						_		農業従事者			\		生産牛			頭	トラク			
		m²							男			iとして農	()		人	肥育牛			頭	耕運			
採草放 牧地		m²	採草放 牧地			2					業		- ()		 	乳牛 育成牛	· - ·		頭頭	田植え			
		111				<u>m</u> í			女		補行	3者 足として農			日	生産豚			頭頭	<u>稲刈</u> コンバ			
その他		m²	合計			m²					助者	美に従事す る者	()			肥育豚				<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>			

肥育豚 ※この利用権設定にあたり、農業委員・農地利用最適化推進委員による農地情報の提供や借主・貸主の紹介、その他適切な寄与があった事を確認しました。 借り手 貸し手 印 (A) (B)

印

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者(以下「甲」という。)は、利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をする事ができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の目的物(以下「目的物」という。)が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害のその他の不可抗力により借賃より少ない収益となったときは民法第609条によりその収益の額に至るまで、乙は甲に対し借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、必要に応じて、農業委員会の意見を聞くものとする。

(3) 解約に当たっての相手方との同意

甲及び乙は1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ町に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

- (6) 租税公課の負担
- ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
- イ 乙は,目的物に係る農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。
- ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。
- (7) 目的物の返還
- ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕 又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額)の償還を請求することができる。
- ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき町が認定した額を、そ の費やした金額又は増価額とする。
- エ 乙は、イによる場合その他の法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。
- (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び町が協議のうえ、真に やむを得ないと認められる場合は、この限りではない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び町が協議して定める。